

問

第六項ニ付実行ノ日時ヲ指定セラル度ニ

答 十月一日ヨリ実施スベシ

問

第七項ニ付調整日曆ヲ附示セラル度ニ

答

第三項ノ回答通り

右及中一(通)報係

一 市下道庁等ノ港務支給セラル事ニ

二 重要事項証明所等ノ重要ノ代務ト通ゼル事

三 同答ニ付港務局ノ代務ノ執行就いてハ事務一日ニ就キ二十ノ手前を三

分ニシテ

四 非乗務員ノ昇給規定を制定せられ

五 同答本件は目下調査中ニ屬スル也相番考慮中ニシ

六 同答中休手前を百五十分ニ規定スル事

七 同答中休手前を百五十分とする事ハ多額ノ経費を要シ目下ノ財政状態

ニ於テハ

八 同答本局ノ方針としてハ今年度内ハ出入岸ノ業務に取組せしめざる

九 同答本局ノ方針としてハ今年度内ハ出入岸ノ業務に取組せしめざる

十 同答本局ノ方針としてハ今年度内ハ出入岸ノ業務に取組せしめざる

十一 同答本局ノ方針としてハ今年度内ハ出入岸ノ業務に取組せしめざる

十二 同答本局ノ方針としてハ今年度内ハ出入岸ノ業務に取組せしめざる

十三 同答本局ノ方針としてハ今年度内ハ出入岸ノ業務に取組せしめざる

十四 同答本局ノ方針としてハ今年度内ハ出入岸ノ業務に取組せしめざる